

総合環境センター構内除雪業務委託仕様書

本仕様書は、「総合環境センター（以下「センター」という。）構内除雪業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 一般事項

本業務に関係のある法令、条例、規格等を遵守して事故のないように行うこと。

2 業務内容

センター構内の道路、駐車場等の除雪を行うこと。

3 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

5 業務総括責任者の選任

受託者は、本業務を遂行するに当たり、契約締結後、業務総括責任者を選任すること。

6 業務総括責任者の責務

- (1) 業務総括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類により、業務目的、内容等を十分理解し、効果的な業務遂行に努めなければならない。
- (2) 業務従事者の技能向上と労働安全に努めなければならない。

7 提出書類

受託者は、契約締結後、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 組織表および業務総括責任者選任届
- (2) 業務従事者名簿（当該作業車両に係る運転免許証および技能講習修了証の写しを添付）
- (3) 当該作業車両一覧（自動車検査証および特定又は定期自主検査記録表の写しを添付）

8 除雪区域

別紙図面のとおり

9 除雪依頼のおおまかな条件

- (1) おおむね10cm以上の新たな積雪があり、ごみ収集車両等が構内で通行できず、受入れに支障がある場合

- (2) 吹雪のため構内に吹き溜まりができ、通行に支障がある場合
- (3) その他雪により業務に支障があると認められる場合

10 除雪依頼方法

電話連絡で行い、依頼方法は、次のとおりとする。除雪を依頼したときは、速やかにセンターへ到着すること。

- (1) 平日（日中）
委託者が連絡する。
- (2) 土・日・祝日・夜間
委託者又は、溶融施設運転業務委託の受託業者が連絡する。

11 作業時間区分

- (1) 日中作業 午前8時から午後8時まで
- (2) 夜間作業 午後8時から午前8時まで

12 作業車両および作業予定時間

- (1) ドーザ8 t（日中：4時間、夜間：40時間）
- (2) ロード2.7m³（日中：4時間、夜間：20時間）
ただし、上記(1)および(2)の規格以上の車両の使用も可とする。
また、作業予定時間は、積雪量により変更となる場合がある。

13 支払方法

原則として、毎月、車種、作業時間区分ごとに月稼働時間を加算し、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げし、1か月単位にまとめて請求するものとする。

請求書には、業務完了報告書とタコグラフまたはGPSの移動履歴等を稼働日、車種ごとに添付するものとする。

14 その他

- (1) 作業車両および作業時間が不確定であるため、各車両（ドーザ8 t、ロード2.7m³）および作業時間区分（日中、夜間）それぞれ1時間あたりの単価契約とする。
- (2) 各車両（ドーザ8 t、ロード2.7m³）および作業時間区分（日中、夜間）それぞれ1時間あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (3) 特別指示がない限り、契約車両以外の重機を使用した場合の増額等は、考慮しないものとする。
- (4) 除雪作業中、構内構造物を破損した場合は、速やかに委託者に連絡し、原則として、受託者の責任において原状復帰するものとする。
- (5) この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。